

大和市告示第74号

大和市公共下水道使用料過誤納返還金支払要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市公共下水道使用料過誤納返還金支払要綱の一部を改正する要綱

大和市公共下水道使用料過誤納返還金支払要綱（平成27年大和市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率（第10条において単に「法定利率」という。）」に改める。

第7条中「前条の」の次に「規定による」を加える。

第8条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条中「請求書を受理した」を「請求を受けた」に改める。

第9条第2項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。